

告示第 50 号

太子町乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 23 項の規定による乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることにより、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(事業所)

第 2 条 事業は、太子町内の次に掲げる事業所において実施することができる。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 小規模保育事業所

(認可申請)

第 3 条 法第 34 条の 15 第 2 項の規定により町長の認可を得て事業を行おうとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書を町長に提出しなければならない。

(認可事項の変更届)

第 4 条 事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 36 第 3 項又は第 4 項の規定による認可事項の変更を届け出るときは、乳児等通園支援事業者認可変更届出書を町長に提出するものとする。

(廃止又は休止の承認申請)

第 5 条 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 15 第 7 項の規定により事業を廃止又は休止の承認を受けるときは、あらかじめ乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書を町長に提出し

なければならない。この場合において、事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者に対して、事前に廃止又は休止に関する説明を行い、保護者の不都合とならないよう十分に配慮するものとする。

（実施方法）

第6条 実施方法については、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第21号）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

（開設日、開設時間及び利用定員等）

第7条 開設日、開設時間及び利用定員は、乳児等通園支援事業者がニーズや受入体制をかんがみ、適切に設定しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、開設日、開設時間、利用定員及び給食の提供の有無等のサービス内容をあらかじめ明示しておかななければならない。

（対象児童）

第8条 事業の対象は、利用日時点において0歳6か月から満3歳未満のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 太子町内に居住していること。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業所に在籍していないこと。

（利用認定申請及び認定）

第9条 前条の児童の保護者が事業の利用を希望する場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書を町長に提出し、認定を受けるものとする。

2 町長は、前項の認定を行ったときは、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）を交付するものとする。

（利用申込み及び利用児童の受入れ）

第10条 前条の認定を受けた保護者は、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」等を活用し、乳児等通園支援事業者に事前に利用申込みを行うものとする。

2 乳児等通園支援事業者は、利用定員数の範囲内において利用の申込みがあった場合には、利用児童を受け入れなければならない。ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により受入れが困難である場合は、この限りでない。

（認定の取消し）

第11条 町長は、認定を受けた児童が第8条に規定する対象児童でなくなったときは、認定を取り消すことができる。

（利用時間）

第12条 利用児童の1月あたりの利用時間の上限は10時間とする。この場合において、利用時間は当月分のみ有効であり、前月以前及び翌月以降分の利用はできない。

- 2 事業の利用の単位は、1時間とする。
- 3 原則、同一月で同一施設を利用するものとする。
- 4 当日8時以降にキャンセルした場合、事業を利用したものとみなす。
- 5 乳児等通園支援事業者は、利用児童の利用時間の管理を行わなければならない。

(利用料)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用児童の保護者から児童1人につき次に掲げる1時間あたりの利用料を徴収するものとする。

- (1) 生活保護世帯 0円
  - (2) 市町村民税所得割合算額77,101円未満である世帯 100円
  - (3) 要支援家庭こどものいる世帯その他町長が特に支援が必要と認めた世帯 100円
  - (4) 上記以外の世帯 300円
- 2 乳児等通園支援事業者は、給食費、おやつ代その他実費を徴収しようとする際はあらかじめ当該費用を定め周知し、保護者の同意を得て、徴収するものとする。

(関係書類の保存)

第14条 乳児等通園支援事業者は、本要綱に基づき作成し、又は受領した書類について、作成し、又は受領した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。この場合において、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は別に定める。